

集合契約における受診券の利用について

現在、保険者（健康保険組合）には、40歳以上の被保険者および被扶養者の方に対して、国より「特定健康診査（以下、特定健診）」を受診させることが義務付けられており、また、事業主には労働安全衛生法により従業員に定期健康診断等の実施が義務付けられております。

そのような状況下で、職場で健診を受ける機会がある被保険者と違い、被扶養者の方は様々な事情から健診を受けられない、あるいは受けないというのが現状です。当組合でも女性の被扶養者を対象とした「共同（全国）巡回健診」を通常の疾病予防補助金事業に加え毎年実施しておりますが、実施場所や日程などの条件が合わず結局受診できないという方も多いようです。

しかし、年に一度の健診は、自らの健康状態を確認する大切な機会となりますので、今回は「特定健康診査受診券（セット券）（以下、受診券）」を利用した健診事業をご案内いたします。この事業は、集合契約をしている、かかりつけ医やお近くの医療機関（以下、実施医療機関）に受診券をご持参いただくことで、手軽に特定健診を受けることができる事業となります。（40歳以上の方のみ）

❖ 受診券利用の流れ ❖

まず、希望する実施医療機関を決めます。（ホームページで検索できます。または、直接医療機関にお問い合わせください。）その後、当組合へは同封されている「特定健康診査受診券（セット券）申請書」に必要事項を記入し申請します。申請後、ご自宅に受診券が送付されますので、有効期限内に実施医療機関に健診の予約をし、受診券を持参して健診を受けてください。なお、健診料につきましては、組合が5,000円を補助しますので、窓口では残りの金額をお支払いください。

* 注意事項 *

- ・ 受診券の交付には少しお時間がかかりますので余裕をもって申請してください。
- ・ 健診にかかる補助の利用については年度に1回となります。他の健診事業（疾病予防補助金・提携医療機関・巡回健診等）とは重複して利用できませんのでご注意ください。また、健診日に健康保険の被保険者または被扶養者資格を喪失されている場合も利用できませんので、確認の上、受診してください。

東海地区石油業健康保険組合
TEL 052-321-3110